

東日本大震災被災地の教育機会の構造 —被災地小中学生の居住地の移動と通学圏の変化

葉 養 正 明 (文教大学教育学部)

Structure in Educational Opportunities in Areas Hit
by Great East Japan Earthquake:
Relocation of Residential Areas for Elementary and Junior High School Students
and Changes in School Zones in Disaster-Hit Areas

HAYO MASAOKI

(Faculty of Education, Bunkyo University)

要 旨

本稿は、東日本大震災被災地における小中学生の居住地の移動と通学圏の変化の分析を中心に、震災後の「教育機会の構造の変動」の様相に考察を加えることを目的とし、被災地としては、岩手県宮古市、福島県富岡町を取り上げている。宮古市の小中学生の通学圏は、中長期的な就学人口減少による学校統廃合の効果として拡大しているが、富岡町の場合には、震災の効果によって小中学生の通学圏が拡大している。

はじめに

本稿は、東日本大震災被災地における小中学生の居住地の移動と通学圏の変化の分析を中心に、震災後の教育機会の構造の変動の様相に考察を加えることを目的とする。被災地の事例としては、岩手県宮古市、宮城県女川町、福島県富岡町を取り上げる¹。以上のねらいに沿って、次の4点の作業を進める。

- ① 宮古市(岩手県)²、富岡町(福島県)を中心に、小中学生の居住地の変動と小中学校及び仮設住宅等の立地、通学圏の変化の記述³、
- ② 宮古市を中心とした震災後7年間の学校統廃合や学校再建の動向の記述、
- ③ 東日本大震災後約1年半の中央政府、県等の復興政策の展開過程の記述、
- ④ 教育機会の構造の変動問題への着目へ。

I 東日本大震災における「被災パターン」

本稿で取り上げる宮古市を中心とした被災

地はそれぞれ被災のパターンを異としている。それは、東日本大震災被災地全体の状況でもあり⁴、そこでまず震災1年目の秋口の時点を取り上げ東日本被災地の被災パターンの記述を試みよう。

なお、パターン化を進める上で、次のような5点の観点を設定している。

<観点1: 学校再開場所をどこに求めるか>

- ① 被災校の校舎への被災が著しいため(たとえば、文部科学省による「東日本大震災による被害状況について」で被害状況 I: 「被害状況 I: 建物の被害が大きく、建替え又は大規模な復旧工事が必要と思われるもの」に分類される学校200校弱など)、学校再開は自校以外の場所で進めている事例である。

- ・中学校→小学校(1校)に同居
- ・中学校→中学校(1校)に同居
- ・小学校→他小学校(1校)に同居
- ・小学校→他小学校(2校)に児童を分散し、同居

- ・小学校→中学校（1校）に同居
 - ・高校→他高校（1校）に同居
 - ・高校→他高校（複数校）に生徒を分散し、同居
 - ・被災校→一時的に地域公共施設を活用
 - ・被災校→廃校舎を活用
 - ・被災校→他の自治体に移転し、移転先の同一校にほとんどの児童生徒が滞在しているもの
 - ・被災校→児童生徒が住居を移動したため、住所地に置かれる学校に滞在
- ② 学校再開は自校舎を利用しているが、教室棟以外（体育館等）を活用している場合
- ③ 校舎に被害は発生したが、一階部分だけの被災など被災程度が軽易なため、校舎の改修で対応し自校舎で授業を再開したものの

<観点2：校地の移転>

- ① 仮設校舎の設置を進めているが、恒久校地の選定には至っていないもの
- ② 恒久校舎設置に向け、新校地の選定が進められているもの
- ③ 福島県の場合のように、原発の収束の見込みなどとの関係で、恒久校舎復旧の見通しが立たないもの

<観点3：避難所の設置の有無等>

- ① 9月時点、学校の施設設備を活用した避難所は撤去され、また校地には仮設住宅は設置されていない
- ② 9月時点で、学校の施設設備等を活用し、避難所が設けられているもの
- ③ 体育館などに避難所が設置されているのに平行し、仮設住宅が校地に設置され始めているもの
- ④ 避難所は縮小されつつあるが、代わりに仮設住宅が校地に設置され始めている
- ⑤ 避難所設置はないが、校地に仮設住宅が設置されるようになったもの

<観点4：避難所付設の学校での教職員関与>

- ① 避難所の管理運営は学校ではなく、市町

村役場が担ってきた

- ② 教職員が避難所の管理運営に関与したものの
- ③ 地域自主防災組織や避難所の住民自らが避難所の設置、運営を担っているもの

<観点5：被災校の通学区域の被害の程度>

- ① 通学区域は集落等と重なっており、地震と津波で集落周辺の道路が寸断され、小中学校が地域住民の避難の場所となったもの
- ② 通学区域は、低地と高台で形成されており、低地部分は壊滅状態になったが、高台は被害を免れたもの
- ③ 通学区域全域が津波に襲われ、住宅がほとんど残っていないもの
- ④ 原発近隣の自治体のように、自治体の全域または一部が移転を余儀なくされているもの

以上の整理に基づくと、震災後の被災状況や復興プログラムは多様であることがわかるが、それは、被災校再建を進める際の手法も一律ではありえないことを物語る。

では、本稿で取り上げる3被災地は、それぞれどのような特性を有するのだろうか。まず、概略を描いてみることにしよう。

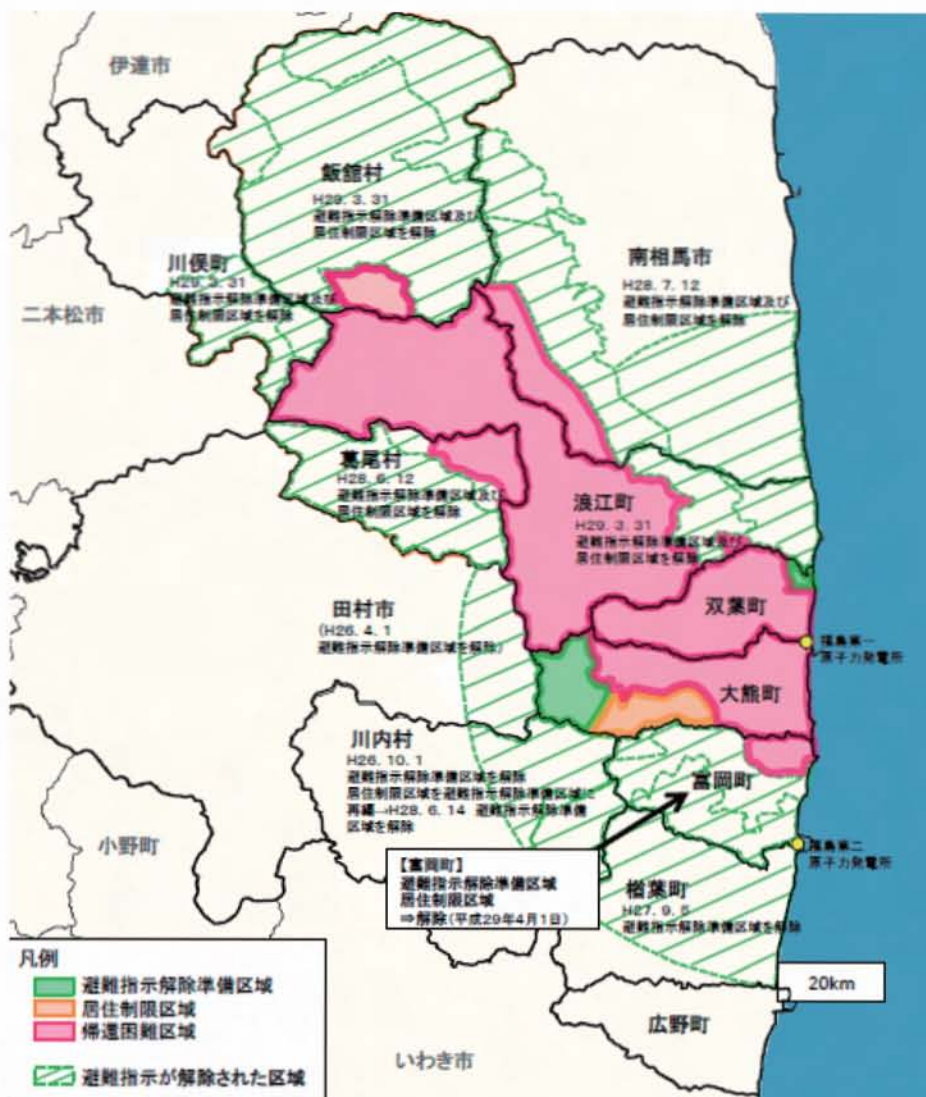
岩手県宮古市の場合には、海沿い地域やそこに立地する小中学校が被災したが、内陸部の地域や小中学校は被災を免れた。その点で、宮古市は一部市域の被災にとどまった事例と考えることができる。

他方、宮城県女川町については、女川湾に沿って町が形成されていたために、押し寄せた津波による「被災」は町全域に及ぶことになった。子どもの生活の拠点や小中学校は大きな被害を受けることになった。

最後に取り上げる福島県富岡町は、福島第二原発が隣接する楢葉町との境目に立地していたため、当初はまちの全域が帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に分けられた（図1参照）。そこで、町内の小中学

校教育は富岡町外に児童生徒を分散させ進められることになった。

〈図1 東日本大震災に伴う原子力発電所事故による避難区域等の指定の状況（平成29年4月）〉¹⁾



II 東日本の被災地に発生した人口移動

ここでは、まず被災3県の岩手県、宮城県、福島県の人口移動を鳥瞰することにしよう。総務省のデータにより5歳階級別転出入超過数の実態を示したものである（表1）。

<表1 被災3県の5歳階級別転出入の状況：平成22、23年>

(人)

	岩手			宮城			福島		
	平成23年	平成22年	対前年 増減数	平成23年	平成22年	対前年 増減数	平成23年	平成22年	対前年 増減数
総数	-3,443	-4,238	795	-6,402	-556	-5,846	-31,381	-5,752	-25,629
0～4歳	282	-65	347	-62	146	-208	-4,363	20	-4,383
5～9歳	16	-80	96	-348	318	-666	-2,979	-144	-2,835
10～14歳	-57	-55	-2	-324	67	-391	-1,698	-90	-1,608
15～19歳	-2,236	-2,347	111	-76	141	-217	-3,185	-2,654	-531
20～24歳	-1,782	-1,792	10	-2,580	-1,114	-1,466	-4,397	-2,588	-1,809
25～29歳	163	158	5	-1,355	-926	-429	-3,103	-230	-2,873
30～34歳	242	35	207	-247	-11	-236	-3,325	-186	-3,139
35～39歳	112	-23	135	-107	213	-320	-2,933	-133	-2,800
40～44歳	69	-85	154	-19	147	-166	-1,781	-102	-1,679
45～49歳	-48	-133	85	-54	-15	-39	-828	-53	-775
50～54歳	-39	39	-78	-6	27	-33	-544	54	-598
55～59歳	106	55	51	-67	16	-83	-307	119	-426
60～64歳	146	134	12	-121	209	-330	-351	252	-603
65～69歳	27	45	-18	-128	122	-250	-207	131	-338
70～74歳	-20	4	-24	-223	76	-299	-278	12	-290
75～79歳	-83	-25	-58	-264	7	-271	-275	-4	-271
80～84歳	-183	-35	-148	-210	-3	-207	-344	-60	-284
85～89歳	-108	-55	-53	-154	14	-168	-286	-58	-228
90～94歳	-49	-14	-35	-57	11	-68	-195	-38	-157

注1) 転入・転出超過数の「-」は転出超過を表す。

注2) 注2) 総数には年齢不詳を含む。

3県を対比すると、人口全体の中での対前年比（平成22年に対比した平成23年の増減）では、福島県25,629人減、宮城県5,846人減、岩手県795人増で、福島県の減少が際立っている。

また、岩手県の5歳階級別転出入の状況を見ると、平成23年は、15～19歳で2,236人減、20～24歳で1,782人減であるが、平成22年の数字も2,347人減、1,792人減となっており、岩手県の場合には震災により県外への流出が加速する状況は見られない。

では、児童生徒の転出入はどうか。学校別の統計データを見る前に、3県を対比した5～14歳人口の平成23年の増減（平成22年と対比）を取り出してみると表2のようになる（以下、表2、3ともに総務省データによる）。

<表2 5～14歳人口の3県の増減（平成22年に対比した平成23年の数字）>

	岩手県の対前年増減	宮城県の対前年増減	福島県の対前年増減
5～9歳	96人増	666人減	2,835人減
10～14歳	2人減	391人減	1,608人減
5～14歳の合計	94人増	1,057人減	4,443人減

表2を見ると、住民人口全体の転出入と同様に5～14歳人口の増減についても、岩手県は他県に比して落ち着いた動きになっていることが分かる。とりわけ対照的なのは、福島県の場合である。

そこで、さらに宮古市内について児童生徒の移動状況を見ると、表3のようになる。なお、この表の数値は震災後1年目の3回の調査結果を対比したデータである。

<表3 平成23年の宮古市内の児童生徒の転出状況>

	4月18日現在調査	5月20日現在調査	8月19日現在調査
小学校児童の転出数	12人	60人	55人
中学校生徒の転出数	3人	6人	6人
転出者の合計	15人	66人	61人

Ⅲ 宮古市における教育被災の状況と人口移動

ここで、小中学校の転出入等の実態を詳細に一覧にすると表4のようになる^Ⅳ。

5月20日現在では、田老第一小学校が24名、津軽石小学校が14名転出しているが、転出先内訳を見ると、宮古市内への転出が多いことがわかる（田老第一小は24人中18人、津軽石小学校は14人中11人）。

岩手県、宮古市の人口移動について総括すると、次のようになる。

- ・岩手県全体では、住民人口全体としても、5～14歳人口についても、他県等への転出は大きな規模ではない。
- ・宮古市でも、5～14歳人口の市外への転出数は大きいとは言えない。
- ・学校別で転出者がもっとも多い田老第一小学校や津軽石小学校についても、転出先は宮古市内が過半数を超えている。

Ⅳ 宮古市における被災者の住居の状況、仮設住宅の配置と通学区域

では、宮古市に限定すると、被災者の転居先はどのような状況にあるのだろうか。平成22年8月19日現在^Ⅳの学校別データを基礎に、概要をまとめると、次のようになる。

被災家屋総数（779世帯）のうち、学区内の仮設住宅が362世帯（46.5%）、学区内のアパート・借家が77世帯（9.9%）、学区外の仮設住宅は47世帯（6.0%）、であり、学区の内外で集計すると、学区内は492世帯（63.2%）、学区外109世帯（14.0%）となっている。

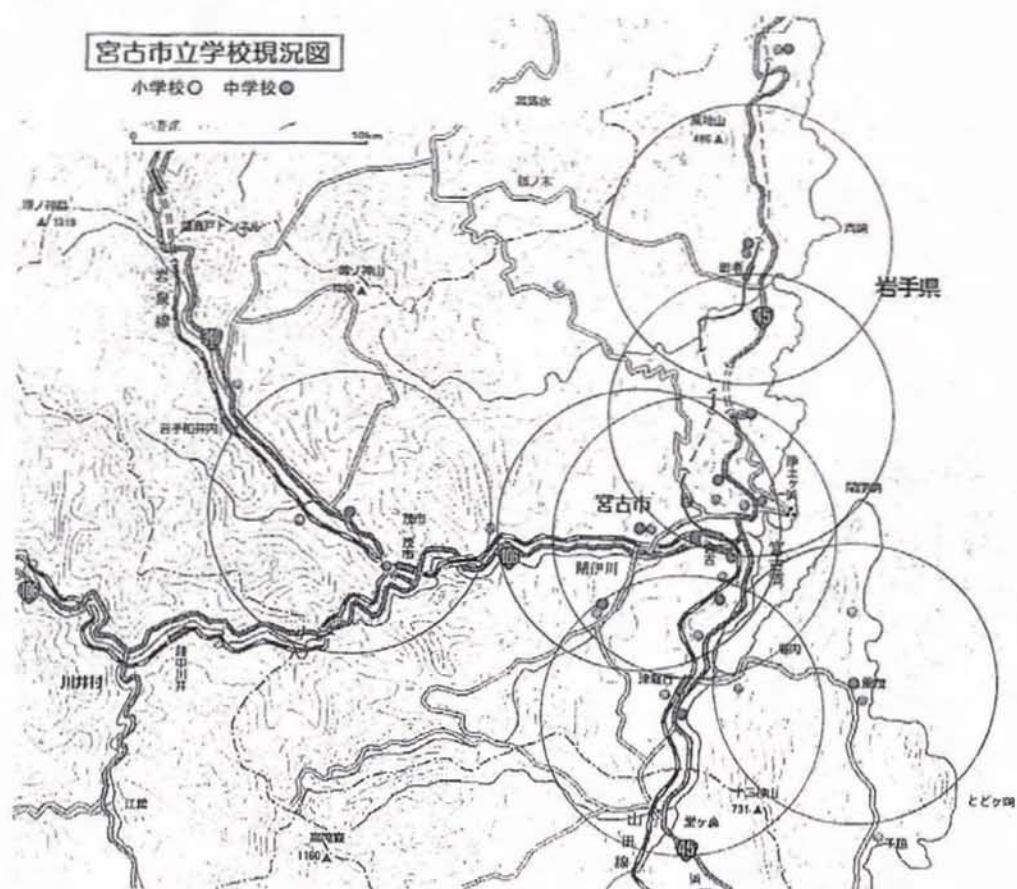
宮古市住宅建築課によれば、仮設住宅の用地はそれぞれの学校の通学区域内部に選定することが基本とされた。なお、同様の事例は他自治体でも見られる。津波からの避難訓練の成果が目目されている岩手県釜石市の釜石東中学校脇、鶴住居小（うのすまい・しょう）の仮設住宅の配置の仕方も同様である。

V 震災後の宮古市児童生徒の通学圏の変化と学校

では、仮設住宅等を配置した後に、児童生徒の通学圏にはどのような変化が生じているか。

視覚的に田老地区の学校（田老第一中学校、田老第一小学校、田老第三小学校）と鉾ヶ崎地区の学校（鉾ヶ崎小学校、第二中学校）の位置関係や学校間距離などを見ると、図2に示すことができる。なお、図中の円は直径10キロで描かれている。田老町の中心部にある田老第一小学校、田老第一中学校と田老第三小学校までの距離は、およそ7キロになることが分かる。

<図2 宮古市の小中学校の配置図>



VI 震災後7年間の被災地の学校統廃合や学校再建の動向

東日本大震災の発生後、どの被災地でもできるだけ早く「学校再開」を進めようとする施策が講ぜられてきた。その際には、各地の「被災」パターンの差異に基づいて、必ずしも同様の学校再建のパターンとはなっていないが、文部科学省大臣官房文教施設部がまとめた資料によると¹⁶、被災3県では表5のような状況であった（2013年時点調査）。

＜表5 被災校の復旧状況、2013年＞

被災校の復旧状況、2013

＜学校再建の状況（2012年11月）＞
 （文科省資料）

区分	災害復旧申請学校数	事業完了済み
・被災パターンの多様性 大地震+津波（東日本沿岸部） 大地震（内陸部） 大地震+津波+原発事故（福島沿岸部）	全国	2,325校 1,876校(81%)
	岩手県	134 95(71%)
	宮城県	647 439(68%)
・人口移動の多様性 県域内移動：岩手県 県域間移動：福島県 中間的移動：宮城県	福島県	445 331(74%)
	その他	1,099校 1,011校(92%)

では、仮設住宅等を設置して児童生徒の通学圏にはどのような変化が生じたのだろうか。

宮古市についてみると、図2に示されるように、田老町の中心部にある田老第一小学校、田老第一中学校と田老第三小学校までの距離は、およそ7キロになることが分かる。

なお、東北沿岸部一般と同様に、震災以前から宮古市でも就学人口の減少は激しく、同市教育委員会は小中学校の適正配置計画を策定し小中学校統廃合の促進を図ってきた。大震災を挟んでもその状況は継続し、平成23年4月には田老第三中学校が田老第一中学校に吸収合併、平成24年4月には愛宕小学校は廃校となり、鉾ヶ崎小と宮古小とに分割吸収されることになった。

学校統廃合による通学距離についてみると、田老地区の場合、通学距離が大きくなったものの、愛宕地区については隣接する小学校に吸収されたため、通学距離はほとんど変化していない。

また、既に触れたように、宮古市の場合には、仮設住宅が通学区域内に設置されてきたため、とくに、田老、鉾ヶ崎地区の場合には、震災によって通学圏が拡大した、とは即断できない。

VII 東日本大震災後の中央政府、県等の復興政策の展開過程

このたびの震災が東日本全域に及ぶ激甚災害であったため、中央省庁はそれぞれの所管分野に関連する被害状況や政府の対応等について、震災後約1年半にわたりプレス発表を実施してきた。

文科省のプレス発表は、207号（2012年9月12日）にまで及ぶが、プレス発表の終了に当たり、次の文書が公表されている。

「東日本大震災による被害情報について」のプレス発表終了等今後の方針（案）

1. プレス発表の現状

- 各局から被害状況等の数字更新、被災地への大臣視察、各種調査等を提出いただき、とりまとめて週一回程度プレス発表している。

2. 被害状況の更新についての現状

- 更新されている情報は、人数や数字などの時点更新される情報であり、その他の情報に関する更新は月に1回程度である。

- ほとんどの省庁はプレス発表回数を縮小しており、必要に応じた更新（総務省）やプレス発表を行わなくなった省庁もある（厚生労働省など）。（※）

3. 今後の方針

- プレス発表は原則終了とする。
- 但し、省内での記録保存等のために月一回（第一木曜10時時点での情報を）各局から提出頂き省内に展開するとともに、省外からの要望に応じて随時プレス発表を行う。

※ 参考：他省庁による東日本大震災被害関連情報の報道発表頻度

【更新終了】

消防庁 3月13日の145報にて終了

厚生労働省 被害情報及び対応については2012年3月で終了（頻繁な更新を要する食品モニタリングは別途対応している）

【1月1回】

国土交通省 月一回程度更新

総務省 省内からの依頼に応じて概ね月一度程度更新

【1週1回】

警察庁 死者、行方不明等の更新

環境省 がれき処理状況等の更新

以上のプレス発表は、震災後1年半にわたる教育復興政策を包括的に知る上での貴重なデータである。ここでは、紙幅の関係でプレス発表終期の第207報（2012年9月3日）の構成のみ示すことにする。

<第207報（2012年9月3日）>

1-1 地震情報

1-2 （以下略）

2 津波関連情報（気象庁発表）

3 文科省関連の被害状況（文科省において把握できたもの）

(1) 人的被害（8月30日10時00分現在）

* 死亡・負傷は被災した場所、行方不明は在籍している学校等の場所

(2) 物的被害（8月30日10時00分現在）

12150施設

4 避難先となっている学校（文科省において把握できたもの）なし。

5 始業の状況（平成23年5月23日現在）

福島県相双地区の一部の学校を除き、すべて始業済み。

※相双地区の小・中学校については、避難先の学校に転学・事実上の就学による受入れ、または緊急時避難区域外の施設にて再開済み。

※相双地区の高等学校については、サテライト方式により学習機会を確保。

6 被災幼児児童生徒の学校における受け入れ状況（平成24年5月1日現在）

・東日本大震災に被災し、被害が甚大な3県（岩手県、宮城県、福島県）等被災地の学校から受け入れた幼児児童生徒の数（5月1日現在）について、各国立大学附属学校、各都道府県・指定都市教育委員会、各私立学校を対象に調査。

・震災により、震災前の学校と別の学校において受け入れた幼児児童生徒数は、計25,516名

都道府県名	国立学校 (人)		公立学校 (人)		私立学校 (人)		特別支援学校 (人)		独立行政法人 (人)		その他 (人)		計	
	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷
岩手県	1		84	15	21	18	4	2					110	35
宮城県	8	2	347	27	104	14		1					459	44
福島県	1		75	8	11	9		2					87	17
茨城県				10				4						14
栃木県				37		4								41
群馬県				10		4								14
埼玉県	2		6		2									10
千葉県	1				3		1	1						6
東京都	5				2	49	1						2	74
神奈川県				2		3								5
新潟県				2										2
計	10	10	506	118	138	123	4	11	1				858	262
合計		20		621		263		12	1					920
1都10県	大 8 高 1	10	幼 6 小 223 中 105 高 158 大 2 特別 10	1 幼 80 2 高 8 1 中等 1 大 42 3 専攻 4	2 社教 3 5 社保 1 8	1 社保 1								

死亡：岩手県：釜石市の児童3名・生徒5名、大船渡市の児童1名・生徒9名、学生1名、宮古市の園児1名・児童1名・生徒6名・教員2名、久慈市の生徒1名、陸前高田市の園児6名・児童7名・生徒30名・学生1名・職員5名(うち1名はJETプログラムによる人)、山田町の園児2名・生徒2名・教員1名、住田町の生徒1名、奥州市の生徒1名、野田町の生徒1名・教員1名、盛岡市の学生1名、八戸市の学生1名、大槌町の園児2名・児童3名・生徒7名、一関市の園児1名・学生1名、福島市の学生1名、石巻市の学生1名、名取市の学生1名、郡山市の学生1名、東京都の学生2名

宮城県：仙台市の園児7名・児童3名・生徒16名・学生19名・教員1名、南三陸町の園児1名・生徒2名・教員2名、七ヶ浜町の生徒1名、東松島市の園児4名・児童23名・生徒20名、石巻市の園児32名・児童125名・生徒58名・学生7名・職員2名(JETプログラムによる人)、教員12名、塩竈市の園児1名・生徒3名、山元町の園児11名・児童1名・生徒6名・教員1名、角田市の園児1名、名取市の園児7名・児童7名・生徒23名・学生1名、教員2名、岩沼市の園児1名・生徒2名、利府町の園児1名・生徒1名、気仙沼市の園児3名・児童3名・生徒6名・教員2名、多賀城市の園児3名・生徒2名、白石市の生徒1名・教員1名、亶理町の園児2名・生徒9名、松島町の生徒2名、丸森町の生徒1名、登米市の生徒1名、栗田町の学生3名、大和町の学生1名、女川町の児童1名・生徒2名・教員1名、大河原町の生徒1名、札幌市の学生1名、京都市の学生3名、大田原市の学生1名、川崎市の学生1名、山形市の学生2名、下野市の学生1名、東京都の学生1名

福島県：相馬市の園児1名・児童1名・生徒16名、南相馬市の児童9名・生徒17名・教員2名、いわき市の園児1名、児童2名、生徒1名、新地町の児童2名・生徒9名、郡山市の学生1名、双葉町の教員1名、白河市の園児2名、飯坂町の生徒2名、須賀川市の生徒1名、浪江町の生徒3名、大熊町の生徒1名、仙台市の学生3名、東京都の学生1名、名取市の学生1名

東京都：九段会館において私立専門学校の教職員2名

行方不明：岩手県(23)、宮城県(42)、福島県(10)

※1：園時点で見失われていない人数(安否未確認者も含む)

(被害が甚大であった岩手県、宮城県、福島県以外からの受入れ数を含む。また、福島県内での移動など同一都道府県内の学校からの受入れ数を含む。)

- ・25,516名の学校種別の内訳は、幼稚園4,428名、小学校13,744名、中学校4,896名、高等学校2,285名、中等教育学校11名、特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)152名

- ・25,516名のうち、岩手、宮城福島の3県の幼児児童生徒で、他の都道府県の学校において受け入れた数は14,263名(14,263名の出身県別の内訳は、岩手県360名、宮城県1,587名、福島県12,316名)
- ・25,516名のうち、岩手、宮城、福島県の3県において、同一県内の学校から受け入れた数は、岩手県787名、宮城県2,726名、福島県6,031名であり、3県の合計

は9,544名

※詳細については報道発表資料「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について（平成24年5月1日現在）」

参照 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/1323059.htm

7 文科省の対応

- (1) 省内対策会議等の開催、文科省職員
の派遣等
 - (2) 関係教育委員会・大学等への要請
 - (3) 大学病院
 - (4) 被災地・被災者への支援
 - ① 専門家等の派遣
 - ② 物資の輸送
 - ③ 避難者の受け入れ
 - ④ その他
 - (5) 国有財産等の無償貸与等
 - (6) 陸域観測技術衛星「だいち」による
緊急観測
 - (7) 緊急調査研究等による対応
- 8 原子力施設関係の状況及び対応
- 9 電力需給対策
- 10 その他

VIII 教育機会の構造はどう変化したか

これまで、特に宮古市に焦点を絞り、震災後の住居の移動等に伴って小中学生の通学圏にどのような変化が発生したかを見てきた。その結果判明したのは、避難所が縮小され、やがて廃止された後の仮設住宅が被災校それぞれの通学区域内に設置されたため、被災による通学圏の拡大などの変化は生じていないことである。

しかし、対照的に釜石市立鶴住居小学校や釜石東中学校などの事例では、通学圏がかなり広がっている。これらの事例では、学校が海沿いに配置され、今回の津波で学校施設が大破したため、従前の用地には学校再建が不可能な事態になった。そこで、とりあえずの

措置として仮設校舎が震災前の鶴住居の町中心部から4～5キロ離れた場所に設置された。それでも、被害が小さかった釜石市内陸部の、10キロほど離れた仮校舎での教育活動と比べれば、大きな前進であった。

以上の考察から導き出せるのは、「教育機会の構造」の変化の有様、それに関わる「小中学生の通学圏の広がり」の視点を加えることが教育復旧復興政策の評価の観点として重要になる、ことである。

ところで、宮古市や釜石市など以外でも、以上のような考察の仕方で行くのだろうか。本稿で、被災地を女川町、富岡町にも広げ考察しようとしたのはそのためである。そこで、以下では、町全体が移転せざるを得なくなり、すべての子どもが全国各地に散らばっている福島県富岡町の事例⁴に触れながら、震災による「教育機会の変動」問題の拡張について考えることにしよう。

まず、富岡町の就学者の実態の概要を見ると、町立は小学校2校、中学校2校である。現在は、4校は無人の状態であるが、震災前の平成22年度には、表6が示すように、多くの児童生徒が就学していた。

<表6 富岡町の小中学生の在籍者数（平成22年度）>

学校名	児童生徒数（平成22年度）	児童生徒数（平成24年集計）
富岡第一小学校	415人	236人
富岡第二小学校	521人	459人
富岡第一中学校	259人	247人
富岡第二中学校	291人	285人
合 計	1,486人	1,227人 (集計に時点は学校ごとに異なる)

平成24年度の児童生徒総数は1227人になっているが、震災後を見ると、児童生徒は、全国各地に散らばって就学している。富岡第二中学校の実態は表7のようである。

<表7 富岡第二中学校生徒の移動先（平成24年）>

平成24年度就学校						富岡第二中学校	
福島県内						H24.6月集計	
地区	市町村	1年	2年	3年	計	H24.8月の転入は反映済	
	富岡二中	7	2	9	18		
県北	福島市			3	3	本校在籍	18
	国見町	1			1	県内他校	173
	大玉村	5	1		6	県外他校	94
県中	郡山市	24	14	14	52	合計	285
	須賀川市		1	1	2		
	田村市	1		1	2		
	三春町	2	1	4	7		
	白河市		2		2		
	西郷村			1	1		
会津	塙町	1			1		
	会津若松市	1	2		3		
	猪苗代町			1	1		
相双	喜多方市			2	2		
	南相馬市		1		1		
いわき	いわき市	27	30	32	89		
	合計	69	54	68	191		
県外							
	都道府県	1年	2年	3年	計		
	北海道			1	1		
	秋田県	1			1		
	岩手県	1		1	2		
	山形県	1	1		2		
	宮城県		1	1	2		
	東京都	4	4	6	14		
	神奈川県	5	2	1	8		
	埼玉県	5	7	7	19		
	千葉県	5	5	1	11		
	茨城県	3	1	1	5		
	栃木県	2	3	2	7		
	群馬県	1	1	2	4		
	新潟県	2	4	3	9		
	石川県	1			1		
	愛知県	1	2		3		
	静岡県		1		1		
	大阪府			1	1		
	広島県		1		1		
	山口県	1			1		
	佐賀県	1			1		
	合計	34	33	27	94		

表7には、富岡第二中学校生徒が、関東の他、近畿、中国、四国、九州にまで散らばっていることが示される。

もっとも多く多くの生徒が就学するのは県内の学校であるが、双葉郡の隣に位置するいわき市の他、会津、県中、県北にも少なくない生徒が散らばっている。

では、この富岡町の児童生徒の就学実態は、「教育機会の構造」問題にどのような懸案を投げかけているのだろうか。

富岡町の学校の先生にインタビューⁱⁱⁱすると、「富岡にいったい帰還できるのだろうか」「仮に帰還OKとなっても、小さな子どもを持つ家庭は逡巡するのではないか」「帰還できない（あるいは、しない）場合には、どこが新たなふるさとになるのだろうか」といった言が立て続けに出てくる。富岡町の仮設教育委員会（郡山市内に設置）を訪れると、帰還を前提に、校地の洗浄や学校施設再建をどう進めるか、という懸案に向き合っているが、「未来の富岡像」については、必ずしも鮮明に抱けない、とう言が聞かれた。

東日本大震災被災の複合性、パターンの多様性などを踏まえ、かつ、「学校は地域のコア」という社会通念に立脚した「教育機会の構造」問題に真正面から立ち向かう有り様が問われている。

i なお、東日本大震災の被災地の被災類型や宮古市を事例とした被災自治体内の地域の社会経済的構造、仮設住宅に居住する保護者等のインタビューなど包括的な記述は、次の論考で進めている。拙著：東日本大震災の学校被災の類型と地域構造、教育復興のための学校運営の考察・震災初期の場合、文教大学教育学部紀要 第49集、2015年、Pp.61-78。本研究は、宮城県女川町も対象にしているが、紙幅の関係で、本稿では女川町の

詳細な分析は割愛している。女川町については、別稿に譲る。

- ii 岩手県宮古市の震災後1年間については、次の図書で包括的に記録している。国立教育政策研究所監修『震災からの教育復興—岩手県宮古市の記録』悠光堂、2012年10月。
- iii なお、この点を含め次の拙論では、仮設住宅の配置や通学圏域の変化などに論究している。拙稿：学校の再建—地域社会の求心力として（『都市問題』104号、Pp.54-63、2013年）
- iv ここでの記述は、筆者による被災6市町村、被災校20校の現地踏査に基づく。
- v 震災直後の実態は、表7に掲載している。
- vi 福島県HP「避難区域の変遷について—解説—」から。www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/cat01-more.html。なお、被災区域の指定は、震災後の復興作業とともに変化している。ここで取り上げているのは、平成29年4月の時点での指定状況である。
- vii 資料は、宮古市教育委員会による。
- viii ここでの記述は、表4のデータとは異なった時点でのデータに基づいている。そこで、表4の数値とは若干の違いがあらわれている。
- ix 学校施設の被災の類型（文部科学省広報資料＜第171報、平成23年11月24日＞による。
- x 大震災の効果よりも、過年度から就学人口減に伴う学校統廃合政策の効果の方が大きい、という可能性である。
- xi 以下は、富岡町教育委員会の提供資料である。
- xii 平成24年11月14日の福島県富岡町の小中学校長対象のヒアリングから（郡山市の富岡町仮設教育委員会）